

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年 3 月 29 日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 4 号

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部  
を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="151 1917 767 2029"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>技術長</td> <td>4 種</td> </tr> </tbody> </table>	職	区分	(略)	(略)	技術長	4 種	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p><u>2 平成29年 4 月 1 日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村（以下「市町村」という。）の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもののうち、市町村において条例第 4 条に規定する手当に相当する手当を受けていたものについては、当該職員が、規程第14条に定める企業職給料表の適用を受け、その職務の級が 4 級である場合限り、当分の間、条例第 4 条第 1 項の管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき企業長が定めるものにある職員とみなす。</u></p> <p><u>3 前項に該当する職員の管理職手当の額は、企業長が別に定める。</u></p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="807 1917 1423 2029"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>技術長</td> <td>4 種</td> </tr> </tbody> </table>	職	区分	(略)	(略)	技術長	4 種
職	区分												
(略)	(略)												
技術長	4 種												
職	区分												
(略)	(略)												
技術長	4 種												

理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 経営管理部総務課参事 経営管理部広域連携課参事 事業管理部事業推進課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部四條畷水道センター所長 事業管理部阪南水道センター所長	
事業管理部村野浄水場浄水管理室長 事業管理部庭窪浄水場浄水管理室長 事業管理部南部水道事業所建設整備室長 事業管理部阪南水道センター参事	5種
事業管理部阪南水道センター総務課長	6種
事業管理部水質管理センター水質検査課課長補佐 事業管理部泉南水道センター工務課長 事業管理部四條畷水道センター工務課長 事業管理部阪南水道センター工務課長補佐	8種

理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 経営管理部総務課参事 経営管理部広域連携課参事 事業管理部事業推進課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部四條畷水道センター所長	
事業管理部村野浄水場浄水管理室長 事業管理部庭窪浄水場浄水管理室長 事業管理部南部水道事業所建設整備室長	5種

別表第2（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級	(略)	(略)
	4種	(略)
	5種	75,700円
5級	(略)	(略)
	5種	(略)
	6種	62,300円
4級	8種	42,300円

別表第2（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級	(略)	(略)
	4種	(略)
5級	(略)	(略)
	5種	(略)

別表第3（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級	(略)	(略)
	4種	(略)
	5種	61,100円
5級	(略)	(略)
	5種	(略)
	6種	51,000円

別表第3（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級	(略)	(略)
	4種	(略)
5級	(略)	(略)
	5種	(略)

4級	8種	30,000円			
----	----	---------	--	--	--

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。